

講演会のご案内

もう悪質事業者の虚偽・誇大な広告・表示に騙されない。

賢く使おう改正景品表示法

～ 消費者の武器・改正景品表示法をマスターしよう ～

不当な広告・表示から消費者の利益を保護するための法律が「景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）」です。私たちの暮らしの中で、景品表示法によってどんな利益が守られ、消費者被害の予防救済のためにどのように活用できるのかなどを、具体例によって学習するセミナーを企画しました。是非、多くの皆様をご参加くださいますよう、ご案内申し上げます。

○景品表示法の概要 新たに導入された「課徴金制度と自主返金」とは？

○景品表示法の具体例を学ぶ

- ・商品の原産国の虚偽表示、雑誌懸賞の賞品当選者数の水増し、薬効を謳う健康食品広告、「希望小売価格〇〇円の半額」の二重価格表示等。
- ・虫除け剤広告どこが問題になった？ 「おとり広告」って何？
- ・例えば、自動車燃費偽装事件や美容医療広告などで考えてみる

○適格消費者団体は何ができるか（差止請求、集団的消費者被害救済訴訟）

記

◇日 時 : 2016年10月22日(土) 15:00~17:00

◇場 所 : 仙台弁護士会館 4階ホール
仙台市青葉区一番町2丁目9-18

◇講 師 : 宮城 朗 氏
弁護士、日弁連消費者問題対策委員、
消費者機構日本 理事



◇参加費 : 無料

◇参加申込 : 裏面用紙に必要事項記載の上、申込ください



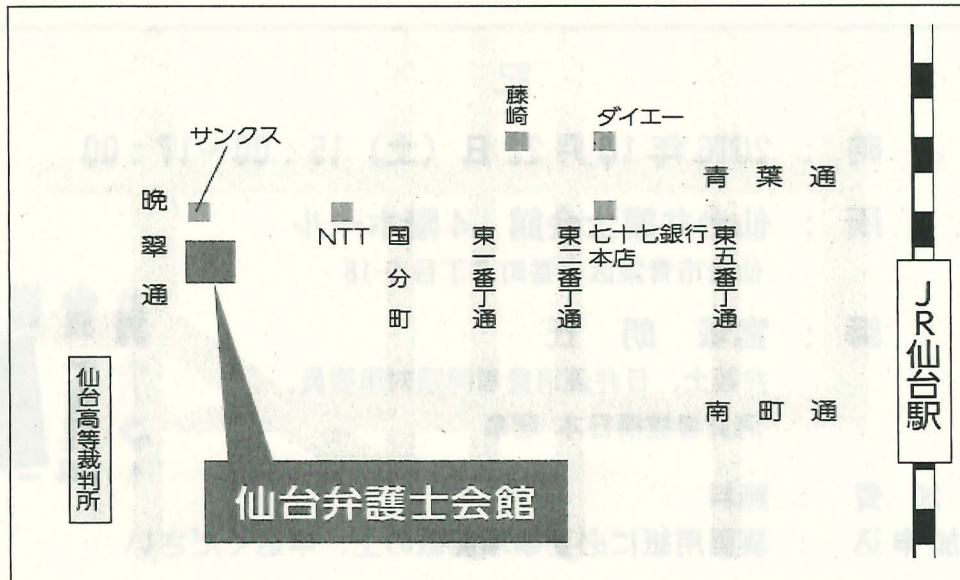
<主 催> 特定非営利活動法人 消費者市民ネットとうほく
<<問い合わせ先>> 特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく事務局
〒981-0933 仙台市青葉区柏木 1-2-40 ブライトシティ柏木 702
TEL : 022-727-9123 FAX : 022-739-7477
E-mail : shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp

10月22日講演会 参加申込用紙

| | |
|-------------|-------------|
| ※○で囲む 個人 | 団体名 |
| 団体 | 連絡先 TEL FAX |
| 参加者名 | |
| | |
| | |
| | |
| | |

記載いただいた個人情報 は当講演会の連絡にのみ使用します

仙台弁護士会館 宮城県仙台市青葉区一番町 2丁目9番18号



【お問合せ・申込み】 NPO 法人消費者市民ネットとうほく事務局
 〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-40
 ブライトシティ柏木702
 TEL 022-727-9123 FAX 022-739-7477
 E-mail shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp